

記者発表資料

牛久市における入札・契約制度改革について

(平成19年7月1日から試行)

牛 久 市

入札・契約制度の改革について

公共工事を巡る一連の不祥事を受け、本年2月に総務省、国土交通省、県、市町村などで構成する地方公共団体の入札契約適正化連絡会議から報告書が出されるなど全国的に一般競争入札の拡大を中心とした談合防止等対策の入札制度改革が課題となっております。

これを受け、当市においても、より入札の透明性を高め、公正な競争を促進する目的で、次の方針に基づき平成19年7月から建設工事を対象に試行的に実施し、入札・契約制度の一層の改革を進めて参ります。

○入札・契約制度の改革について（試行）

1. 一般競争入札の対象の拡大について

①内容

一般競争入札の範囲を、設計金額1億5千万円以上（建築工事は3億円以上）から設計金額4,000万円以上とする。

②理由

一般競争入札の拡大に当たっては、より透明性を高め、公正な競争を促進するとともに、適正な施行を確保するため、不良不適格業者の参入を防止し、信頼性及び技術力のある建設業者を入札に参加させる仕組みとする必要がある。

一方、地元建設業の受注機会を確保するなど、地域産業の育成にも配慮した仕組みを考えていく必要がある。

このため、当面は試行的に実施し、本年度の試行実績結果などの検証を踏まえてから導入することとします。

2. 一般競争入札の参加資格の設定について

①内容

地元建設業者の受注機会確保に配慮した設定を行う。

②理由

一般競争入札の拡大に伴い地元建設業者の受注機会確保に配慮するとともに競争性を高めるため、十分な参加業者が確保できる仕組みとする必要がある。(発注標準金額等を見直す)

3. 一般競争入札の事務手続きの簡素化を図ることについて

①内容

- ・設計書縦覧を電子データで行う。
- ・入札参加条件審査を開札後に行う。(事後審査方式を採用)

②理由

事務手続きの効率化を図る必要がある。(入札までの期間短縮を図る)

4. 指名業者名の公表について

①内容

指名競争入札では、業者名を入札前に公表していたが、入札執行後に公表する。

②理由

指名する業者名については、透明性を確保する観点から速やかに公表すべきとの考え方がある一方、入札前に業者名を公表した場合は、入札談合を助長しやすいとの指摘がある。

5. 郵便入札の活用について

①内容

一般競争入札及び指名競争入札の一部において郵便入札を実施する。

②理由

入札参加者がお互いの顔を合わせることなく、誰が入札に参加するかを事前に把握することが困難であるため、談合防止に効果的であり、透明性や競争性の向上が期待できる。

* 指名競争入札では、発注者及び指名業者の事務手続きの増加等に懸念があるため、一部で実施する。

6. ペナルティの強化について（指名停止）

①内容

ア、談合罪等に対するペナルティを強化する。

イ、不良不適格業者を排除する。

- ・虚偽記載：概ね1～6月の指名停止期間を最高12月まで延長
- ・契約違反：概ね1～4月の指名停止期間を最高8月まで延長
- ・不正又は不誠実な行為：一括下請けの事実があったと市長が認めるとき6月～12月の指名停止

②理由

- ・一般競争入札の拡大に伴う不良不適格業者の参入に対し、指名停止期間を延長しペナルティを強化することにより防止を図る。また、市の姿勢を示すことで抑止効果が期待できる。

7. 工事成績評定について

① 内容

工事成績や社会的に貢献している業者を選定に加味する。

② 理由

地元建設業者の育成を図るため、工事成績や地域に貢献した実績（災害活動、行政活動、その他各イベント等ボランティア活動協力者）などを取り入れた仕組みが必要である。

8. 職員の技術力の向上について

①内容

各種検査や施工監理などを通じて、公共工事の品質確保に資する観点から技術能力の研さん、向上に取り組む。（現場確認の強化及び研修会、勉強会等への積極的参加）

②理由

現場の施工品質を確保する技術能力が必要である。また、市の姿勢を示すことで、建設業者の技術向上に対する意欲も高まる。